

## 関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート結果（H16年度）

県内の団体、工業団地立地企業等（102団体等）に、県条例等に基づく規制緩和、行政手続きの簡素化についてアンケートを実施したところ、18団体等から貴重なご意見をいただきましたので意見と対応をお知らせします。

今回のアンケートは、地域経済の活性化、利便性の向上の観点から、県の条例や規則による規制の緩和等を内容とするものであり、税制改正、県の施策、補助金等に関する要望や県以外の機関等に対する要望、国の法令による規制などについては回答できない部分がありますのでご理解願います。なお、いただきました県の施策等に関する要望等は、今後の参考とさせていただきます。

### I 関係団体

#### 1 (社)茨城県私立幼稚園連合会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<b>■治安の強化</b> ・公共施設の管理の在り方を安心して使用できるように安全対策の強化をして欲しい。 ・金融機関の規制を強化し、悪徳金融の撲滅を願います。 ・タバコはタバコを吸わない人にも害が及ぶので、人前でタバコを吸わないで欲しい。	(施策の要望)
<b>■医療の充実</b> ・午後の診療のため、小児科医の増員をお願いします。 ・小児科医の夜間・日曜日・土曜日の診療を実施して欲しい。 ・市民の仕事が終わった後に病気を診てもらいたい人がいるので、診療時間や受付を18時までにして欲しい。 ・食育の指導をしてもらいたい。 ・手術室は、密室な為不安です。全てビデオカメラで記録して欲しい。	(県以外の機関に対する要望等)
<b>■県税は県民のために</b> ・県の財政を確保するため、パソコン導入により、システムの簡素化が可能になったため、公務員数を必要最小限に減らして欲しい。 ・公務員は毎年試験を受け、優秀な質を保ってほしい。 ・各課に幾らの経費がかかっているのか、わかる場所に広報してほしい。	(施策の要望)

#### 2 (社)茨城県産業廃棄物協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<b>■行政手続きの簡素化</b> ・行政手続きの内容: 県外廃棄物の搬入処分に係る事前協議等 ・規制等の名称: 茨城県廃棄物処理要項(H4.10.15施行) ・条項: 第14条第1項 ・簡素化等: 許認可事務の標準処理日数の改正(事前協議に係る事務処理日数の短縮) <b>■現状</b>	回答: 廃棄物対策課 <b>■規定の主旨・内容</b> 「県外産業廃棄物の県内処分に係る事前協議」は、廃棄物の排出、収集運搬及び処分において適正な処理を確保することを目的に、県要項に基づいて実施しています。 産業廃棄物の排出過程、性状、成分、並びにその処理方法は多種多様なものとなって

- ・法律と行政指導の二重規制を受けている。
- ・循環型社会の構築の進展に伴い、廃棄物のリサイクルが着実に成果を上げ、広域再生利用指定制度の制定など廃棄物の広域処理が一段と促進されている。
- ・法律による規制が、一段と強化されてきている。
- ・不法投棄対策等の対応として従来どおりの行政指導が行われている。

\* 法律：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 要望

- ・必要最小限の行政指導による協議に係る日数を短縮（標準処理日数の改正）

要項 第14条（参考）

茨城県の区域外に存する工場又は事業場から排出される産業廃棄物を茨城県の区域内（以下「県内」という。）で処分しようとする事業者は、あらかじめ、産業廃棄物県内搬入処分事前協議書（様式第3号）により知事に協議し、その承認を受けなければならない。承認を受けた協議の内容を変更しようとするときも同様とする。

おり、不適正な処理が行われると生活環境へ悪影響を与えることとなるので、品目や中間処理・最終処分の処分方法を問わず県外から搬入されるあらゆる産業廃棄物について、排出事業者が事前に協議を行うこととしております。

■ 施行状況

事前協議では排出事業者と直接面談して内容等の確認を行っていますが、協議件数が年間約600件もあることから、手続きを円滑に進めるため毎週水曜日を面談日として対応しております。

なお、多数の排出事業者から搬入が予定される廃棄物処理施設等については、通常の協議とは別に対応日を設けることで、また、建設・土木工事等で工期が限られているものや火災事故により発生したもの等緊急性の高い案件についても、別途協議を実施するという対応により協議日数の短縮を図っております。

■ 今後の措置

本協議については、標準処理日数が定められていないことから、これを定めて事務処理期間を明らかにするとともに、排出企業、処理事業者等からの御意見、御要望を踏まえた対応を図ってまいります。

3 茨城県保育協議会、茨城県民間保育協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>■ 現在、保育所の建物に関しては、建設時の借入金返済及び賃借料・借地料の運営費からの支出が可能になっているが、園舎敷地・運動場等購入した土地についての支出は一切認められていない。</p> <p>本来、児童のより良い環境を確保するには、借地よりも自己保有の方が安定・確実と思われる。購入土地が利用者の便に供されることが確認できており社会福祉法人名義を条件に、その土地の借入金返済にかかる資金として運営費からの支出を認めるべきである。</p>	<p>回答：子ども家庭課</p> <p>「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号厚生労働省児童家庭局長通知）別表2に土地購入費を追加する必要があるため県独自での緩和は困難です。</p> <p>なお、保育所運営費については、「規制改革推進3か年計画」（平成15年3月閣議決定）において、余剰金にかかる会計処理の柔軟化が盛り込まれ、今年4月から余剰金や積立金・繰越金の用途制限額及び用途範囲等が緩和されています。</p>
<p>■ 毎年行われる実地検査の際の事前提出書類に、まったく変更点が見られないにもかかわらず同じ書類を提出しなければならないが、本来B4大の様式をA4に縮小した状態で記入しているため、記載欄が小さく記入に不都合が生じている。</p> <p>記載内容が変更されているのならともかく、前年と数値や内容に変更がなければ毎年同じ文書は不必要ではないか。また、IT化の時代にあつて、手書きが原則の文書で作られており、膨大な印刷費用と用紙量を思えば省エネの観点からも問題があるので、文書の電子化を進めるべきである。</p>	<p>回答：子ども家庭課</p> <p>事務の効率化、費用削減の観点から、ご要望の趣旨を踏まえ電子化を進めてまいります。</p>

4 (社)茨城県心身障害者福祉協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>■ 各施設(公立の)を利用する際の減免申請の手続きを、当日その場で行うとか(事前に手間をかけずに)簡単にしてもらいたい。</p>	<p>各施設所管課で迅速な手続きを行うよう進めてまいります。</p>

5 (社)茨城県身体障害者福祉協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>(*)は施策に対する要望</p> <p>■総論として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制緩和等について、これからも国、県が強力に推進されることをお願いします。</li> <li>・県の行財政改革大綱について、関係する改革プログラムに数値目標を入れて強力に推進されて、県民が元気で安心して生活できる地域作りをお願いします。(*)</li> </ul>	<p>(施策の要望)</p>
<p>■少子化、高齢化、障害者の医療、支援制度等に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化、高齢化及び重度障害者の医療制度について、24時間体制の診療制度、特に小児科医師不足対策及びリハビリテーション高度化の確立をお願いします。(*)</li> <li>・介護保険と障害者支援制度の合併の検討については、障害者の負担の軽減、障害者が自由に選べることとなっている福祉サービス事業者の健全性、自由に選べる内容の事業者数の確保につながるようお願いします。(*)</li> </ul>	<p>(施策の要望)</p>
<p>■バリアフリー等に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が金融機関で行う手続きの代筆を認めて欲しい。</li> <li>・官庁の手続きは、窓口へ行かなくても、インターネットにおいても出来るようお願いします。</li> <li>・手続き(官庁・民間)の申請書、届出書の様式が、記載内容(記入欄)はほぼ昔のままで減っていないのに、様式のサイズのみが小さくなり、記入す目が細かく指定されている例が多く、記入にあたり、障害者、高齢者は非常に苦勞が多い。大きな字で書くことができるようお願いします。</li> </ul> <p>また、受給金申請等の障害者手帳の写し添付は、5年とか10年の数年に一回程度で良いのではないのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅のバリアフリー(エレベータ、ホームと電車の段差解消等)について、拠点都市ばかりでなく、障害者の生活の場である周辺都市、農村部の駅に普及するようお願いします。(*)</li> </ul>	<p>(施策の要望)</p>

6 茨城県精神障害者福祉連合会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>■手続きの簡素化を行うべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立友部病院の診療に関する規則についてですが、入院申込時の添付書類で戸籍謄本は削減して下さい。</li> </ul>	<p>回答:医療整備課</p> <p>任意入院については、戸籍謄本の添付を廃止する方向で病院と調整します。</p>

	<p>医療保護入院については、県精神医療審査会(障害福祉課所管)から各病院に対して、精神保健福祉法に規定する保護者の同意が適正に行われているか審査する資料として、戸籍謄本の提出を求められているため、廃止することは困難です。</p>
<p>・その他、精神障害者の方が福祉サービス等を受けるための手続きにおいて、簡素化を図って下さい。記名のみで対応を。</p>	<p>回答:障害福祉課</p> <p>現在、国の実施要領に定める様式に準じて様式を定めていますが、今後押印の見直しについて検討を行ってまいります。</p>
<p>■知的障害者授産施設に併設されている居宅支援事業(知的障害者デイサービス)における15歳～18歳未満の利用者(学齢期)の施設サービスが利用可能とならないか。</p> <p>障害児対策は一人の人間としての障害児を対象とするものであり、対象者の年齢・障害の状況・家庭環境等の変化に応じ必要な時に適切なサービスが受けられるものでなければならない。</p> <p>今後、多様な施策を用意すると同時に、個々の障害児の状況に合わせて施設サービスの利用が可能となるよう規制緩和を願いたい。</p>	<p>回答:障害福祉課</p> <p>知的障害者のデイサービスについては、18歳以上にあつては知的障害者デイサービスを、18歳未満にあつては、児童デイサービスを利用する仕組みになっております。</p> <p>児童デイサービスについては、主として早期療育をねらいにしていることから、学齢前及び小学生の児童に限られ、中学生や高校生については利用ができない制度になっています。</p> <p>厚生労働省では、中高生を対象にした、放課後等の預かりと社会に適應する日常的な訓練を行う「障害児タイムケア事業(仮称)」の概算要求を行っておりますので、今後は、これにより対応ができるのではないかと考えております。</p>
<p>■知的障害者のホームヘルプサービス等の改善について</p> <p>・ホームヘルプサービスについては、現在心身障害児(者)ホームヘルプサービス事業として重度の障害児(者)の家族支援を中心とした制度になっているが、知的障害者本人も利用する制度としてホームヘルプサービスと分離するとともに対象者の障害程度についての要件緩和の検討を願いたい。</p>	<p>回答:障害福祉課</p> <p>ホームヘルプサービスについては、支援費制度施行前は対象者が重度の障害者に限られていましたが、施行後は、重度の障害者の他、軽度の障害者にも、必要なサービスを受けられる制度になっております。</p> <p>県では、引き続き制度の周知徹底に努めてまいります。</p>
<p>・今後、福祉サービスの提供は規制緩和をしてNPO法人でも株式会社でも事業が志を持って、サービスの技術を持って、専門性を持った人たちが参入できるように願いたい。</p> <p>そうしないと利用希望が増えても供給が間に合わなくなる。</p> <p>自由な競争がなければサービスの質も高めることができない。</p> <p>サービスの質の悪い業者をなくすには利用者が事業者を選び、利用してもらえない事業者は退場せざるを得ないような仕組みが必要です。</p>	<p>居宅支援サービスについては、社会福祉法人以外の法人も行うことが認められています。</p> <p>しかし、施設サービスについては、継続的、安定的に実施する必要があるため、知的障害者福祉法により、地方公共団体又は社会福祉法人以外の者については、できないこととなっています。</p>

7 (社)茨城県経営者協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>項目1. 主として中小企業の活性化に関する要望</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制、その他の優遇措置の適応拡大。</li> <li>・各種優遇措置の適応拡大 固定資産税等。</li> </ul>	(税制)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険料企業負担額の減額。</li> </ul>	(国の所管)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくばエクスプレス」開業を控えるつくばは、今後、新線開通に伴い柏や秋葉原との都市間競争を余儀なくされます。しかし、大型店舗の撤退などで中心部は空洞化しており、中心市街地の再開発と活性化が急務です。現在、つくば市では特区構想や高速大容量情報通信基盤の整備が進んでいますが、いずれも官主導で民間の活力が感じられません。中心市街地の再生や沿線市街地の開発に際しては、用途区域を見直すなど大胆な規制緩和と優遇税制による民間活力の誘引を要望いたします。併せて、民間による再開発への意欲増強や事業コストの低減のためには、さらなる行政手続の簡素化や迅速化を要望いたします。</li> </ul>	(施策の要望)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制緩和」のかけ声は法的には表面上緩和されたかに見えるが、運営の実態はかえって繁雑、非効率化し、時間と経費が従来より増加してきている。法律にそった実質的な規制緩和と簡素化を要望したい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種規制緩和 特に電気主任技術者やエネルギー管理士の廃止。</li> </ul>	(国の所管)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年、「県〇〇事業費補助金事業計画」の「〇〇の開発」に関して申請し、補助金交付を実施して戴きました。今回、申請してから認可まで4ヶ月も掛かっているのは部品メーカー、強いては〇〇メーカーへの開発競争で遅れを取ってしまうか、採用時期を逸してしまう、もう少しスピーディーな対応が必要である。更に、書かせる書類が多過ぎる、弱小企業では書類作りだけで申請を諦める企業も有る。弱小企業の開発等の支援事業である事から、書類に手間を掛けさせたり、難しい書類の作成は是非改善してもらいたい。</li> </ul>	<p>回答：行革・分権室</p> <p>現在、第三次行財政改革大綱に基づき、県条例等に基づく行政手続きについては、申請書記載項目の削減、添付書類や押印の見直しなどの簡素化を進めているところですが、補助金申請などについても添付書類の見直しなどの簡素化、事務処理の迅速化に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日の平準化 土・日の休日を各企業、団体、公務員等を県指導で調整し、ウィークデーの連休にシフトする。人の流れが平準化し、土・日の混雑が回避され、料金が平準化する。需要が拡大し、種々の施設の設備資金が軽減される。</li> </ul>	(施策の要望)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地や中心商店街の再活性化を促進するための、適切な都市機能計画の推進にご配慮いただきたい。</li> </ul>	(施策の要望)
<p>項目2. 人材育成に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要とする人材の斡旋、採用した後の補助、試用期間後の不適による企業側不利益規制緩和。</li> <li>・即戦力に近い意欲のある人材が求められる時代と考えます。山形県長井市の工業高校に見られるように、修学中に技能士資格を取得する等前向きな人材育成の手段等ご検討頂ければと存じます。</li> <li>・グローバル化、IT化の急速な進展に対応するため、高校での英語教育(英語が話せるように!)及びコンピュータ教育の更なる強化、充実を要望します。</li> </ul>	(施策の要望)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に対して、もっと思いきった民間交流を実施してほしい。先生方の意識改革を先行しなければ生徒は変わらないと思います。</li> <li>・高校在学中に取得出来る資格は取る教育を。又、受験資格の規制緩和の働きかけをして頂きたい。資格取得までの期間が長い為、企業の負担が大きい。</li> <li>・コンビナート地域内の工業高校、工業科設置。</li> <li>・民間企業従業員の学校教育への派遣制度。</li> <li>・学生に社会性を身につけさせるためのインターンシップの充実と、実社会ですぐに役立つ技術の習得など、人間性に基づく人材の育成に国を挙げて取り組まないと、国際社会の中で後れをとるばかりになるのではないか。</li> <li>・在学時の就労教育(1ヶ月以上)や企業間研修の推進。</li> <li>・特区で新しいユニークな学校を設立し、在学中の起業促進・民間人の積極的講師登用・社会起業家の育成を行ってほしい。</li> </ul>	
<p>項目3. 県行政に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が所有する土地・建物の固定資産税、法人税等の軽減。</li> </ul>	(税制)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路沿線開発に関する商業立地について 現在の法律では飲食店等サービス業は優先的に立地開業が許されており、このままでは主要道路沿線はラーメン街道になってしまう。統一的な行政指導と都市計画のビジョンを持って欲しい。</li> </ul>	(施策の要望)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の事業環境において、今後の就労を考えれば女性の就労は大変重要です。保育制度等の充実を広く求めます。例えば残業可能な範囲は必要不可欠と思います。</li> <li>・「女性の就労支援施策の充実」少子化対策ともあわせて、子育てをしながら働く女性への支援強化が望まれます。託児所、保育園の施設、その時間延長、学童クラブの充実等。</li> </ul>	(施策の要望)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大店立地法許認可のスピードアップ 現在8ヶ月を要する期間を半分程度に短縮出来ないか。</li> </ul>	<p>回答: 中小企業課</p> <p>大店立地法では、大型店の新設や変更にあたって、届出後8ヶ月間の制限期間が設けられています。</p> <p>この期間中に届出書を4ヶ月間縦覧することとなり、市町村や住民等が、大型店が立地する周辺的生活環境の保持の観点から、意見を述べる機会が与えられています。県では、縦覧期間後、市町村や住民から述べられた意見に配慮しながら、届出書の内容を審査し、大型店設置者に対する意見の必要性を判断することとなるため、全体で8ヶ月の期間が確保されているものです。</p> <p>大型店の立地が、周辺地域的生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するためには、これらの手続きに要する期間が必要であると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島臨海工業地帯クラスター委員会で確認された鹿島経済特区計画推進プランの着実な実行をお願い</li> </ul>	(施策の要望, 税制)

<p>したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鹿島経済特区への高度化への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>優遇税制(法人事業税・不動産取得税)の対象期間延長。</li> <li>法規制・法運用の緩和、合理化に向けた取り組みの継続。</li> <li>企業誘致推進(ワンストップサービス(許認可、相談)機能創設他)。</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きの簡素化</li> <li>基幹道路の整備、行政手続きの簡素化及びスピーディーな許認可。</li> <li>規制緩和と地域の主要産業への支援強化のさらなる推進。</li> <li>規則及び行政手続きの簡素化。</li> <li>各商品開発や事業計画をするにあたり、新規のものについては前例に基づいたものでしか許可をしない様なので、ある程度の条件さえととのえば、許認可を簡素化してほしい。</li> </ul>	<p>回答:行革・分権室</p> <p>現在、利便性の向上、産業の活性化の観点から、県条例等に基づく各種規制、行政手続きを点検し、規制自体の廃止、緩和、添付書類、押印の見直など行政手続きの簡素化に取り組んでいるところであり、平成17年度末までに220事務の規制緩和等を進めることとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>当業界では高速道路の教習が義務化されているが、高速道路が近くに無い為、2時限教習に4時限を要しているのが実情。あくまでも実車が基本なので、北関東道の速やかな延伸完成を望んでいる。</li> </ul>	<p>(施策の要望)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁内での作業効率を上げて欲しい。不要な人材のリストラを勧めて欲しい。</li> </ul>	<p>(施策の要望)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、県内において新たに工業団地などの開発整備が行われる場合は、用地取得から操業開までの期間を極力短くしたいという立地企業側の要望が強まっていることを踏まえ、交通網、水、電力などのインフラ整備にかかる工事期間の短縮に十分配慮していただき、工業団地立地場所の選定段階からインフラ関係事業者にも早期に情報を提供していただけるようお願いしたい。</li> </ul>	<p>(規制外:産業政策課)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準→工場の緑地化、規制緩和</li> <li>海外の企業→食品工場に緑地はいらぬ。できれば窓も閉じる様にとの指示がある。</li> </ul> <p>※事項の「付帯調査」も参照願います。  ※鹿島臨海工業団地からも同様の要望あり。  ※知事と産業会議との懇談会(H16.9.24)においても議論されています。</p>	<p>回答:産業政策課</p> <p>「工場立地法」により届出義務がある工場(※)の緑地面積率(緑地の面積の敷地面積に対する割合)については、同法第4条に基づき公表される「工場立地に関する準則」により20%以上とするよう定められているところです。</p> <p>今般(平成16年3月31日付け)、同法第4条の2第2項の規定に基づき公表される「緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準」が改正され、上記の緑地面積率が、県の条例でそれぞれ±10%の範囲において決定できることになりました。</p> <p>(※)届出が義務づけられている工場  製造業(加工修理を含む)電気・ガス及び熱供給業に係る工場又は事業所であって、敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上のもの</p> <p>今後、他県の状況等を把握しながら、条例</p>

	制定の是非を検討してまいります。
<p>付帯調査</p> <p>茨城県が条例によって工場立地法に上乘せした緑地面積率を義務付けている問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の競争力の維持・向上のためにも、せめて法律並みに条例を緩和していただきたい。緑化率がネックとなり、コストアップ要因につながりかねません。</li> <li>・当社も類もれなく、設備を新設・増強しようとした場合に実施できない可能性がある。</li> <li>・倉庫建設を予定しているが、緑地面積率低下を早く取り進めてほしい。(10%以下)</li> <li>・新規企業誘致、既存企業における事業集約を促進するため、立地魅力づくりと土地利用の弾力化が図れるよう工業立地法に基づく地域準則の適用(緑化率:20%→10%)を要望したい。</li> <li>・緑地面積率については、緑地の取り方や方法について、室内や屋根部についてというふうには、柔軟に対応すれば環境上良いと思います(例えば山林保全地区がそばにある場合も。)</li> <li>・茨城県の自然環境を考えても、緑の保全は大変に重要なテーマであり、公的なバックアップ体制も含めて、きちんと受け皿を整えていく必要があると、受け止めている。</li> </ul>	<p>回答:環境政策課(地球環境保全行動条例)</p> <p>茨城県地球環境保全行動条例第31条第1項の規定に基づいて、緑化判断基準を定めています。</p> <p>この基準は、周辺環境との調和や地球温暖化対策等の環境保全の観点から、事業者が緑化に取り組む判断基準として定めたものであり、その趣旨を理解していただけるよう今後とも、なお一層の周知啓発に努めてまいります。</p>

## 8 茨城県銃砲火薬商協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>1 保安検査の実施要項の改正について(検査料)</p> <p>平成12年度の地方分権法の施行に伴い火薬類取締法に基づいて行われている都道府県知事の事務が自治事務として位置づけられ、特に毎年行われる保安検査料が付加されました。</p> <p>当初は、経済産業省指針等により全国的に同額といわれておりましたが、施行の段階で当県は、他県に比べて高く設定されてしまいました。</p> <p>具体的には、</p> <p>①事業所の所有する複数の火薬庫の検査料について</p> <p>隣接県:①同一日に検査が可能な場合 ②同一地方事務所管内の場合</p> <p>上記の場合は、他県の場合は41,000円と規定されております。</p> <p>当県の場合は、火薬庫ごとに41,000円が課せられます。(規模の小さい火薬庫でも3箇所分散所有すると124,000円の検査料がかかる。)</p> <p>経済不況のあおりを受けて今や瀕死の状態が続く我々業界にとっては、経費の増大に伴う競争力の低下は、事業の維持さえ危ぶまれる状態です。</p> <p>②事業所の所有するごく小規模な火薬庫(1箇所)の検査料</p> <p>又、我々21事業所の中には零細な事業者も多く、</p>	<p>回答:産業技術課</p> <p>火薬庫の所有者等は、県知事が行う保安検査を1年に1回受けなければならないと規定されており(火薬類取締法第35条第1項柱書き・同法施行規則第44条の2第2項)、さらに、保安検査を受ける者は、手数料を納めなければならないと規定されております(同法第49条第1項第13号)。</p> <p>手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(第37号)や他県の状況等を踏まえ、茨城県手数料徴収条例に基づき徴収しております。</p> <p>今後、政令改正等の機会を捉え、手数料の見直しを検討してまいります。</p>



しかし地区の火薬類の供給，保安の確保のために事業を継続しているものもあり，地方分権であれば，これらの事業者の保安検査料は減額されても良いのではないのでしょうか。

(理由)

平成13年度までは保安検査に検査料は徴収されなかった。

保安検査に関わる検査の内容，時間等は多くの時間を要しない。

おそらく全国的にも当県は，一番高い検査料であると思われます。

県条例の適切な改正をお願いいたします。

2 狩猟者登録申請書の添付書類について  
「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」により，狩猟愛好者は，「猟銃，狩猟免状」を取得し，毎年秋になると「狩猟者登録申請書」の申請を行っております。

その時の添付書類は次の通りです。

- 1 狩猟者登録申請書
- 2 被共済者証(写)
- 3 狩猟免状(写)

主として以上の3件です。

この内，3の「狩猟免状」は，茨城県の環境保全課の管轄で経験者は3年に一度の更新講習により狩猟者資格を継続することが出来ます。

当然，県の環境保全課には，それらの台帳が保管されております。

(理由)

①「狩猟者登録申請書」には狩猟免状の番号を記入する欄があり，各自申請の折記入している。

②申請は，猟友会の各地方支部がまとめて行っており，申請者の数だけコピーを取らなければならない。

(事務の複雑化解消，経費の削減)

回答:環境政策課

狩猟登録申請は，「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第56条の規定により，同法施行規則第65条第2項で添付資料については，共済証または，損害保険の加入を証する書面及び写真2枚とされています。

狩猟免状の写しの添付については，同条第3項の規定により，住所地以外の都道府県に狩猟者登録を行う場合は必要になりますが，住所地に登録を行う場合は不要です。

## 9 茨城県木材協同組合連合会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>○茨城県木材業者等登録条例(規制の維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録申請書には，業務の概要のほか，設備等の事項を記載することとなっており，今般，大きな問題となっている「ダイオキシン類対策特別措置法」等に対応する焼却処理の周知徹底や木材業界内での速やかな検討に大きく寄与している。</li> <li>・木材業者等には「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に対応する乾燥木材の生産や，「建築基準法」等によるシックハウスの原因物質を含まない木材の提供等，厳しい品質・製品管理が求められている。</li> </ul> <p>これらの適正な対応を県民に対し明らかにするためには，木材業者等の登録制度がますます重要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材業者等登録を行うことによって，協同組合及び単位組合組織の確立，共同意識の高揚，育成強化，財産等の保護をするものである。</li> <li>・茨城県内市場で取引できる業者は，信用問題から登録業者に限られている。</li> </ul>	<p>(登録制度に関する要望)</p>

・国有林材入札参加資格は、木材業者登録が必要である。また、助成金等受給資格要件についても登録業者に限られている。

これらのことから、木材業者等登録制度は規制ではなく、安全安心な県民生活の確保や木材産業の安定的経営の維持に必要な制度である。

#### 10 (社)茨城県建築士会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>■建築基準法によるシックハウス対策の緩和について</p> <p>・シックハウスについては、現在、建築基準法で厳しく規制されておりますが、近年その対策が進み、政令で定める技術的基準をクリアーしている状況にあります。</p> <p>このため、法の適用にあたってはより柔軟に対応できるように建築基準法の見直しをしていただきたい。</p>	<p>回答:建築指導課</p> <p>建築基準法におけるシックハウス対策の規定は平成15年7月1日に施行され、平成16年6月には、増改築時において既存部分と増改築部分とを分けて適用する、部分適用の法改正が行われました。</p> <p>本県としましては、法改正が国の権限に属することから、現行のシックハウス対策に関する課題・問題等について、国に対し、適宜、報告等を行いたいと考えています。</p>

#### 11 (社)茨城県建設業協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>1 建築基準法について</p> <p>(財)茨城県建築住宅センターが行うことができる建築確認、検査業務の区域をさらに拡大して欲しい。</p>	<p>回答:建築指導課</p> <p>(財)茨城県建築住宅センターから区域拡大に係る申請があり、建築基準法に規定された基準を満たせば、県は認可することができます。なお、センターでは、平成17年4月1日から、業務を行える範囲を県全域に拡大する予定です。</p>
<p>2 都市計画区域について</p> <p>新設の幹線道路建設後における沿線都市計画区域の速やかな見直しを願いたい</p>	<p>回答:都市計画課</p> <p>本県では、今後、人口減少が予想されることを踏まえ、茨城県都市計画マスタープランにおいて、中心市街地について都市機能の充実や防災性の向上、良好な景観の形成等を進め、真の豊かさを実現できるコンパクトで質の高い市街地を形成することとしており、市街化区域や用途地域の新たな拡大は慎重に行うこととしております。</p>
<p>3 建設業法第26条第4項の規定について</p> <p>「監理技術者講習」の受講が義務化され、「受講申込」と「更新申請」の実施機関が各々異なっているため、統一化できるように願いたい。</p>	<p>(国の所管)</p> <p>同法において、講習の実施は登録機関、監理技術者資格者証の交付は指定機関とされているため、県独自での緩和は困難です。</p>

#### 12 (社)茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>1.都市計画区域内の無指定地域</p> <p>①5,000㎡未満の開発は、県の許可ではなく各自</p>	<p>回答:建築指導課</p> <p>本県においては、「まちづくり特例市制度」</p>

<p>治体の許可にしていきたい。</p>	<p>を活用する等、積極的に市町村への権限移譲を推進しているところです。 ご指摘がありました開発許可権限の移譲については、当該市町村の実施体制、線引き・非線引きの別により対応が異なることなどから、全県一律に5,000㎡未満に開発規模を限定して権限を移譲することは困難であり、市町村の実情に応じた対応が必要であると考えております。</p>
<p>②その場合、公園・緑地は求めないこととしていただきたい。</p>	<p>都市計画法施行令第25条第6号において、3,000㎡以上の開発行為については、開発面積の3%以上の公園、緑地又は広場の設置が義務付けられています。 したがって、周辺に利用可能で十分な規模の公園がある場合等を除き、公園等の設置を不要とすることは困難であります。 また、3,000㎡未満の場合に設置義務がないのは、あまりに小規模な公園等を設置することは、維持管理上も問題があるためであり、3,000㎡以上の場合はまとまった規模が確保できるため、公園等の設置の必要性は高いと思われまます。</p>
<p>③公道に300mm以上の側溝が敷設されており、雨水が流入できる場合は、調整池を求めないこととしていただきたい。</p>	<p>一般に道路側溝は、道路上の雨水を処理する目的で設計されており、隣接地からの雨水を処理する能力がないので、そこに開発区域からの雨水を流入することは原則認められません。 しかし、道路管理者が側溝への放流を認めるとした場合で、かつ、下流流域に被害を及ぼす恐れのない場合等は、調整池を設置することは不要です。</p>
<p>④位置指定道路について、両角切りがとれない場合は、片側角切りを大きくすることで認めることを、担当官や地域によって異なることのないよう統一してほしい。</p>	<p>道路位置指定のすみ切りについて、本県では「道路の位置の指定の取扱い要領」において、両側すみ切りが物理的に不可能な場合は敷地・用途・規模等からみて交通の安全上支障がないと認められる場合に限り片側すみ見切りを認めることとしています。 なお、特定行政庁である市においては、独自の基準を定めて、運用している場合もあります。</p>
<p>⑤許可まで、より一層時間の短縮化・事務の簡素化等を図っていただきたい。</p>	<p>昨年度から、許可申請書の添付書類を見直すなど、事務の簡素化・迅速化を図ってきたところであり、今後も引き続き事務の簡素化・迅速化を推進してまいります。</p>
<p>2. 農地に関するもの</p> <p>①第4, 5条の転用について、2, 000㎡未満のものは知事の許可でなく、各自治体の許可にしていきたい。</p>	<p>回答：農政企画課</p> <p>農地法上、4ha以下の第4, 5条に係る転用事案については、優良農地の確保・保全、農地転用許可の統一性・公平性の確保等の観点から、知事の許可制とされているところであり、市町村の許可制とすることは困難です。なお、地方分権が進展する中、県民サービスの向上と市町村の自主的な地域づくりの促進を図る観点から、身近な事務はできるだ</p>

	<p>け市町村に委ね効率的執行を図ることが望ましいため、事務処理体制が整っていると考えられる人口10万人以上の市(合併した新市は5万人)に対しては、知事権限の2ha以下の農地転用許可事務について移譲しています。</p>
<p>②株式会社にも農地取得を認めていただきたい。</p>	<p>株式会社の農地取得については、取得後における農地の適正利用が妨げられるおそれがあることから、農地法においては、農業生産法人としての要件(法2条第7項各号)を満たす株式会社にのみ農地の取得が認められているところです。</p>
<p>③同一自治体に居住するものなら、誰でも取得できるようにしていただきたい。</p>	<p>農地法では、取得後における農地の効率的な利用及び農業生産者の地位の安定と農業生産力の増進を図るため、農地を取得する際の要件(法第3条第2項各号)を規定しており、原則として50a以上を耕作している農業者以外には農地の取得を認めておりません。</p>
<p>④宅地転用の基準とする一般住宅500㎡まで、農家住宅1,000㎡までは撤廃していただきたい。</p>	<p>回答:建築指導課 市街化調整区域における開発許可については、市街化を抑制する区域の中での特例的な許可であるため、一般に必要な十分な規模として500㎡(農家住宅は1,000㎡)を上限としています。 しかし、500㎡(1,000㎡)をわずかに超える場合などに、基準面積以下に分筆を求めることが、事業者に対し負担を強いることにつながるため、予定地の形状、周辺の土地利用状況を勘案するなど、本基準の弾力的な運用を検討してまいります。</p>
<p>3. 市街化区域内の農地を宅地に転用する場合において、各自治体の対応がまちまちであり、申請書1枚で良いところから、住民票、印鑑証明書等を添付しなければならない自治体もあります。本来は、届出制なのでそこまで添付する必要はないと思います。 よって、茨城県下全域における市街化区域内の農地転用の届出については、申請書1枚で済むように統一していただきたい。</p>	<p>回答:農政企画課 届出書に必要な添付書類は、農地法施行規則及び事務処理要領において規定しているところであり、これ以外の書類について一律に提出を求めることは適当ではなく、従来から農業委員会に対する指導を行ってきたところですので。 今後とも、農業委員会に対する周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>4. 政令都市以外は、線引きを撤廃していただきたい</p>	<p>回答:都市計画課 市街化区域と市街化調整区域との「区域区分」、いわゆる「線引き」につきましては、本年5月に策定した都市計画区域マスタープランにおいて、市町村の意向を踏まえ、その方針を定めたところです。 県では、現在、少子高齢化社会の到来など、社会経済情勢の変化や、市町村合併の進展を踏まえ、「都市計画区域再編の基準」や「線引きの見直し基準」などを盛り込んだ「都市計画の見直し指針」の策定を進めております。</p>

	<p>今後、都市計画の見直しを進めるにあたっては、国をはじめとする関係機関との協議や、都市計画審議会の議を経ることなど、多くの課題や手続がありますが、県としては、この「都市計画の見直し指針」を踏まえ、新市建設計画に盛り込まれた「望ましい新市の将来像」や地元市町村の意向に十分配慮して、都市計画の見直しを進めてまいります。</p> <p>(なお、「区域区分」につきましては、都市計画法第7条に規定されており、同条第1項1号イによる「近郊整備地帯」につきましては、法律上「線引き」することとなっており、撤廃はできません。)</p>
<p>5. 市町村の字(大字)の地域が広範囲に及んで番地も飛んでいる場合には、住居表示(何丁目、何番地)のように改めることができますが、その地域の人口数によって規制があり容易に実現できませんので人口規制を撤廃していただきたい。</p>	<p>回答:市町村課</p> <p>市町村が住居表示を実施する場合において、市街地についての人口規制はありません。市街地の判断について一応の参考基準はありますが、市町村において、客観的に市街地であると認められ、かつ住居表示が必要であると判断されれば、住居表示を行うことは可能です。</p>
<p>6. 道路整備の場合、幅員4m以上でないと舗装はしない等の規約がありますが(市町村の場合)生活道路として多くの住民が使用している道路については、いわゆる昔の9尺道路でも舗装するように各自治体へ通達していただきたい。</p>	<p>回答:道路建設課</p> <p>市町村道(生活道路)の整備・維持管理については、各自治体(道路管理者)の判断により行われており、県から指導することは適当でないと考えます。</p>
<p>7. 一般県民に条例などが周知されず、また、知る由もないと思われる部分もありますが、時代に合わせて当然緩和すべきと思われることについては行政が率先して行っていただきたい。また、必要なことについては、新しい条例を制定し、県民の暮らしをよりよくする努力を身を粉にして心血を注いでほしい。</p>	<p>回答:行財政改革・地方分権推進室</p> <p>県条例等に基づく規制については、平成15年3月に策定した「第三次行財政改革大綱」に基づき、県民の利便性向上、事業活動の活性化などを図る観点から毎年度点検・見直しを行っており、平成16年末までに工業開発条例の廃止など104事務で規制緩和を進めています。</p>
<p>8. 市街化調整区域における農地等の手続きの簡素化について</p> <p>市街化調整区域における建築可能者の要件等が緩和され、その地域での住宅需要も増加傾向にありますので、農業委員会における農転等の手続きの簡素化及び短縮化を図っていただきたい。</p>	<p>回答:農政企画課</p> <p>農地転用許可事務については、標準処理期間の適切な設定(農業委員会での事務を含め6週間)等による事務処理の迅速化及び農地法施行規則等に定められていない添付書類の簡素化等の措置を講じ農業委員会に対する指導を行ってきたところですが、今後とも、農業委員会に対する周知徹底を図ってまいります。</p>

## II 企業(工業団地連絡協議会幹事社)

### 1 鹿島臨海工業団地

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
【1. 高圧ガス設備等への設備維持基準の導入】 高圧ガス保安法等において、高圧ガス設備等の	回答:産業技術課

<p>局部損耗に対する耐圧強度を評価する手法として、製作時の耐圧評価計算式が適用されているため、局部損耗でも全面損耗した場合の評価となっていることから、過大な保全コストの回避を図るため、米国等では既に広く運用されている「設備維持基準」により評価できるようにして頂きたい。</p>	<p>本件の設備維持基準については、茨城県が平成14年8月に特例措置要望(第1次)を提出しましたが、現行法での対応が可能との回答を得ています。</p> <p>しかしながら、国内法では、圧力容器の維持規格は定義されていない(原子力の維持規格は2000年に制定)現状があり、県としては、維持規格の勉強会を茨城県保安等専門委員会の中で平成15年10月から行っているところです。</p> <p>一方、石連・石化協と高圧ガス保安協会では、米国石油協会の維持規格を国内に適用するためのハンドブック作成の準備を進めており、県としては、この動向を注視しながら、対応をとる方針です。</p>
<p><b>【2. 建築基準法に基づく接道基準の合理的解釈】</b>          コンビナート内共同道路が建築基準法上の公道と見なされないため、共同道路のみに接する用地については、構造物建設の都度支障が生じているため、今後の事業誘致による用地抛出(分譲)を容易にするために、コンビナート内道路(共同道路等)について、建築基準法上の公道と解釈して頂きたい。</p>	<p>回答:建築指導課</p> <p>建築基準法上の道路は、建築基準法第42条に明確に規定されており、この道路がない場合の建築行為については、建築基準法第43条に規定されており建築審査会の同意を得て許可することになっております。</p>
<p><b>【3. 減価償却制度の合理化】</b>          鹿島コンビナートそしてわが国が、他国と比較しても魅力ある立地環境となるよう、既に他国では採用されている、          ①加速度償却制度の導入(自由な償却期間設定)          ②残存価額制度の廃止          を実現して頂きたい。</p>	<p>(施策の要望)</p>
<p><b>【4. 県税・市町村税優遇制度の期間延長】</b>          平成18年3月までの時限立法として既に制定されているが、県内全域への企業誘致において、極めて効果的な制度であることから、かかる期間を延伸して頂きたい。</p>	<p>(税制)</p>
<p><b>【5. 許認可ワンストップサービスの導入】</b>          行政サービスの向上、企業誘致の促進を図るため、複数の部署にまたがる工場建設関係許認可(工場立地法、高圧ガス保安法等)の窓口を一本化して頂きたい。          また、かかる窓口について鹿島地区にも創設して頂きたい。</p>	<p>(施策の要望)</p>
<p><b>【6. 工業用水単価低減に向けた借換制度の創設】</b>          鹿島工業用水については、本年4月から単価引き下げが行われたところであるが、国内他地区と比較してもまだ高いレベルにあるところから、特に問題となっている金利負担の低減を図るため、違約金のない政府債借換制度を創設して頂きたい。</p>	<p>(施策の要望)</p>
<p><b>【7. 地域準則の早期導入】</b>          工場立地法に規定する緑地率については、条例により最大10%低減(地域準則)できるようになっているが、鹿島コンビナートについては、建設当初から住工分離の概念が導入され、またそのための緩衝緑地が整備されている現状を踏まえ、最大値(10%)での地域準則が適用できる地域として早期に指定して</p>	<p>回答:産業政策課</p> <p>「工場立地法」により届出義務がある工場(※)の緑地面積率(緑地の面積の敷地面積に対する割合)については、同法第4条に基づき公表される「工場立地に関する準則」により20%以上とするよう定められているとこ</p>

<p>頂きたい。</p>	<p>ろです。        今般(平成16年3月31日付け), 同法第4条の2第2項の規定に基づき公表される「緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準」が改正され, 上記の緑地面積率が, 件の条例でそれぞれ±10%の範囲において決定できることになりました。</p> <p>(※)届出が義務づけられている工場        製造業(加工修理を含む)電気・ガス及び熱供給業に係る工場又は事業所であって, 敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上のもの</p> <p>今後, 他県の状況等を把握しながら, 制定の是非を検討してまいります。</p>
<p><b>【8. 港湾24時間化体制の実現】</b>        港則法上、船舶の着棧・荷役開始については、現状日没までと制限されているが、港湾の魅力向上、限られた資産の有効活用を図るため、環境の整備を条件として、夜間についても、着棧・荷役開始を可能として頂きたい。</p>	<p>回答: 港湾課</p> <p>港湾荷役作業については、平成13年11月末に労使協定が改定され、1月1日を除く364日の24時間港湾荷役が実施可能となっています。</p> <p>夜間の入港制限については、国が規制緩和について現在検討を行っているところで</p>
<p><b>【9. 港湾区域占用期間の延長】</b>        港湾法第37条に基づき管理する「茨城県港湾区域内及び港湾隣接区域内における行為の規制に関する規則」に関し、港湾区域(公共空地)占用期間を1年から3年(または5年)にすることにより、事務の簡素化を図って欲しい。        例; 茨城県行政財産の使用料徴収条例        公有財産借用⇒3年        道路法        道路占用許可⇒3年</p>	<p>回答: 港湾課</p> <p>港湾管理者である県では、港湾空間を適正に管理・運営し、港湾における諸活動が円滑に、かつ他の機能と調和を持って行われるように努めています。</p> <p>県条例で港湾区域(公共空地)占用期間を1年と定めていることについては、多数の企業等の利用を前提としているためであり、港湾の効率性、利便性の向上を図るためにも適正な期間であると考えています。</p>

## 2 上山・鉾田工業団地協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>1 各種の申請書類の様式をインターネットで入手できるようにして頂きたい。        又、さらに進んで申請そのものをインターネットで行えるようになったら効率化が進むと思う。        尚、すでにその様になっている部分があったら周知して頂きたい。</p>	<p>回答: 情報政策課</p> <p>各種許認可等の申請書様式については、県のホームページ「サービス窓口」からダウンロードできるようになっています。</p> <p>また、平成16年5月からは、「いばらき電子申請・届出サービス」の運用を開始し、県、市町村あわせて111の手続きをインターネットで行うことができるようになっています。</p> <p>URL:  <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/category/service.htm">http://www.pref.ibaraki.jp/category/service.htm</a></p>
<p>2 茨城県の地球環境保全行動条例に基づく省エネルギー報告は、経済産業省の省エネ法に基づく</p>	<p>回答: 環境政策課</p>

省エネ定期報告書と内容が類似している。  
 同じ目的の報告書であれば、統一し行政間にてデータベースを共有して頂ければ業務の効率化となる。  
 省エネ以外の他の報告書やアンケート等についても同様である。

報告物を、経済産業省の省エネ法に基づく定期報告書にかえるなど、今後検討していく必要があると認識しています。

### 3 東光台工業団地企業協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>■申請書等への押印廃止傾向の中、未だ従来の申請書等に押印が義務づけられています。            各役所にて、見直せる申請は見直して頂きたい。</p>	<p>回答:行財政改革・地方分権推進室</p> <p>申請書等への押印については、行政手続きの簡素化、県民の利便性の向上の観点から毎年度点検・見直しており、これまでに342様式で押印の廃止や記名押印と自筆による署名の選択できるようにしています。</p>

### 4 筑波西部工業団地協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>■対象項目:公害防止協定 第2条関係(公害防止計画の提出)</p> <p>現状            公害防止計画書は年一度(1月)定期提出し、内容が変更になった場合はその都度変更届を提出している。</p> <p>問題点            特定施設等(大気・水質・騒音・振動等の主だった設備)の新設、変更、廃止の都度、法令に従った申請書提出を行うと共に公害防止計画書の変更届をその都度作成し提出している。</p> <p>提案            公害防止計画書は年一度提出するだけで、年度内の特定施設等の内容変更(新設、変更、廃止)提出を廃止する。</p>	<p>回答:環境対策課</p> <p>公害防止協定は、公害防止条例6条の規定(「知事は、必要と認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結するものとする。」)を受けたもので、県は、鹿島臨海工業団地の企業(S48～)、筑波研究学園都市の工業団地の企業(S62～)、常陸那珂火力発電所(東京電力(株))(H9)と、地元市町村との間で、協定を締結しています。</p> <p>協定の内容は3地域とも、大気保全対策、水質保全対策、悪臭対策、騒音・振動対策、地盤沈下対策、産業廃棄物対策、船舶廃油対策、その他(新增設の協議、緑化計画、自己監視対策、事故時の措置、)など、ほぼ共通しています。</p>
<p>■対象項目:公害防止協定 第13条関係(新增設の協議)</p> <p>現状            設備の増設時に「新增設等の協議届書」を提出している。</p> <p>問題点            関係法令(水濁法・大防法・条例など)に係わる設備は法令に従った届出を事前にしており、改めて協議をする必要性は無いのではないかと。過去においては、申請元を含めた協議が開催されていたが、現状では実施されていない。従って必要性が明確でない。</p> <p>提案            第13条関係の「新增設等の協議届書提出」を廃止する。</p>	<p>要望の「公害防止計画」の変更の届出の廃止や「新增設の協議」の廃止については、協定締結から約20年を経過したこともあり、協定項目の洗い直しの時期と考えられることから、その必要性について、他の地域の協定との整合も踏まえ、関係機関と協議してまいります。</p> <p>なお、つくば市は市内のテクノパーク大穂などの企業約80社と、同様の内容の2者協定を締結しています。</p>

### 5 筑波北部工業団地企業連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)



<p>① 今回のようなアンケートの取り方では、まとまった意見が出づらい。      県や市の窓口にてアンケート収集箱を置いて、各種届出の際に気づく点をその都度入れるようにしたほうが意見が出やすいと考える。</p>	<p>回答: 行財政改革・地方分権推進室</p> <p>県民の皆様から、直接行政サービスに関する意見を伺うため、平成15年5月から、県庁舎(1, 2階)、出先機関庁舎(案内窓口等)に「県民ご意見ボックス」を設置していますのでご利用願います。</p>
<p>② つくば新線各駅へ繋がる公共交通機関の整備      つくば新線の開通を前に、工業団地からの撤退が相次いでいます。「規制緩和」の名のもとにバス路線の廃止が許可制から届出制となり、今後も交通アクセスがより良くなる見通しがたっていないことが理由の一つと考えられます。      高い運賃、少ない本数。「研究者」は東京に情報収集・発信に、「消費者」は東京に買い物に、そして「茨城都民」が増えるだけで地域経済の活性化には結びつかないと思います。今のうちに県並びに市町村が民間と充分意見交換をはかり公共交通網を整備しないと、つくば地域の未来は厳しいと思います。</p>	<p>(施策の要望)</p>
<p>③ 国公立研究機関の成果を民間に放出して地域産業の発展を      研究成果をオプション契約で実用化のメドが立つまで、経済特区の地元企業や中小企業に無償で使用させる。基礎研究は、国公立、独立行政法人の研究機関で行い、実用化は民間企業で行うことにより地元企業の育成をはかる。資金面での投資話が先行しています。素晴らしいシーズがあっても高いライセンス料を払うことは企業にはリスクがあります。</p>	<p>(施策の要望)</p>
<p>④ コーディネート部門の創設      多額の補助金を使って建設された教育施設が、使われないうまま放置されていると報道されていました。他の役所や地方自治体、民間で活用できないものではないでしょうか？。縦割り行政の壁を破る、実行力のある組織を創っていただきたい。</p>	<p>(施策の要望)</p>
<p>⑤ アンケート結果の活用とフィードバックを希望      今回の調査は、①県民の利便性、②地域経済の活性化、③行政手続の簡素化を行うためとのこと。アンケートの結果がどのように県政に活用されたのか結果のフィード</p>	<p>回答: 行財政改革・地方分権推進室</p> <p>平成15年3月に策定した「第三次行財政改革大綱」では、県民サービスを向上させるため、規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化を進めることとしており、今回のアンケート調査についても、この一環としてお願いしたもので</p>

<p>バックをお願いします。「規制緩和」は手段です。</p>	<p>す。</p> <p>これまでのアンケート調査結果をもとに、理容所、美容所での出張業務届出の廃止や面積が1,000㎡以上の工業用地に工場を設置する場合の届出の廃止(工業開発条例の廃止)などを進めてまいりました。</p> <p>また、地域経済の活性化のためには、規制緩和のほか、企業立地を促進する県税の減免や工業用水道料金軽減に係る優遇措置、工業団地のリース制導入などの施策を進めています。</p> <p>これまでの取組実績(成果)については、ホームページで公表していますので、是非ご覧ください。</p> <p>URL:  <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/gyobun/gyobun.htm">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/gyobun/gyobun.htm</a></p>
--------------------------------	--

<p>⑥外国人就労ビザ取得及び更新</p> <p>つくば市には多数の外国人研究者が就労しており、ビザ取得及び更新には東京又は水戸に行かないと手続きができない。つくば市内にて手続きが出来るよう検討をお願いします。</p> <p>本年、インターシップの外国人学生2名の受け入れをしましたが、ビザ取得において1ヶ月前に水戸に申請した方が、その後東京にて申請した方より遅れてビザ取得となりました。同じフランスからの受け入れでしたが、インターシップビザ取得に2ヶ月かかっては出先機関としての機能が十分でないと思います。つくば市内にぜひ受付機関の新設をして、事務処理のスピード化をお願いします。</p>	<p>(国の所管)</p>
---	---------------

6 もりや工業団地協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>特に具体的な要望はありませんが、当社の事業場は守谷市のため、各種手続き申請が、県南部で全て終了できるとよいと思う。</p> <p>但し、水戸へ行かなければならないような事は、ほとんど発生していないため、現在はそれほど不便を感じていない。</p>	<p>(施策の要望)</p>